

外貨預金規定改定のお知らせ

当社では、平成28年5月21日(土)以降、新規定によりお取り扱いさせていただきます。なお、改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 対象となる規定

- ・外貨普通預金規定
- ・外貨定期預金規定(自動継続)《通帳制/証書制》
- ・外貨定期預金規定(非自動継続、自動解約入金)《通帳制/証書制》
- ・りそな外貨普通預金(マーケットリンク)規定

2. 改定内容

【改定内容(外貨普通預金規定、外貨定期預金規定(自動継続、非自動継続、自動解約入金)、りそな外貨普通預金(マーケットリンク)規定)】

次の条項について以下のとおり改定します。

改定前	改定後
<p>〈外貨普通預金規定〉</p> <p>〈りそな外貨普通預金(マーケットリンク)規定〉</p> <p>4.(外貨現金等による受払い)</p> <p>(1)外貨現金による受入れまたは支払いは、通貨または店舗によっては、お取り扱いできない場合があります。</p> <p>(2)旅行小切手による支払いはいたしません。旅行小切手による受入れは通貨または店舗によっては、お取り扱いできない場合があります。</p> <p>(3)(省略)変更なし</p>	<p>〈外貨普通預金規定〉</p> <p>〈りそな外貨普通預金(マーケットリンク)規定〉</p> <p>4.(外貨現金等による受払い)</p> <p>(1)外貨現金による受入れおよび支払いは、原則お取り扱いしていません。</p> <p>(2)旅行小切手(T/C)による受入れおよび支払いはお取り扱いしていません。</p> <p>(3)(省略)変更なし</p>
<p>〈外貨定期預金規定(自動継続)《通帳制/証書制》〉</p> <p>10.(外貨現金等による受払い)</p> <p>(1)外貨現金による受入れまたは支払いは、通貨または店舗によっては、お取り扱いできない場合があります。</p> <p>(2)旅行小切手による支払いはいたしません。旅行小切手による受入れは通貨または店舗によっては、お取り扱いできない場合があります。</p> <p>(3)(省略)変更なし</p>	<p>〈外貨定期預金規定(自動継続)《通帳制/証書制》〉</p> <p>10.(外貨現金等による受払い)</p> <p>(1)外貨現金による受入れおよび支払いは、原則お取り扱いしていません。</p> <p>(2)旅行小切手(T/C)による受入れおよび支払いはお取り扱いしていません。</p> <p>(3)(省略)変更なし</p>
<p>〈外貨定期預金規定(非自動継続、自動解約入金)《通帳制/証書制》〉</p> <p>9.(外貨現金等による受払い)</p> <p>(1)外貨現金による受入れまたは支払いは、通貨または店舗によっては、お取り扱いできない場合があります。</p> <p>(2)旅行小切手による支払いはいたしません。旅行小切手による受入れは通貨または店舗によっては、お取り扱いできない場合があります。</p> <p>(3)(省略)変更なし</p>	<p>〈外貨定期預金規定(非自動継続、自動解約入金)《通帳制/証書制》〉</p> <p>9.(外貨現金等による受払い)</p> <p>(1)外貨現金による受入れおよび支払いは、原則お取り扱いしていません。</p> <p>(2)旅行小切手(T/C)による受入れおよび支払いはお取り扱いしていません。</p> <p>(3)(省略)変更なし</p>

※改定内容の詳細および新規定(取引規定)をご入用のお客さまは、窓口までお申し付けください